

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例について

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例（昭和三十九年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表岐阜県新型コロナウイルス感染症対策基金の項の次に次のように加える。

岐阜県職員退職手当基金	岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の規定に基づく退職手当の支給に必要な財源に充てるため	知事が定める額
-------------	---	---------

第二条の表岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金の項中「岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金」を「岐阜県県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金」に、「整備資金」を「整備」に改め、「並びに新型コロナウイルス感染症対策」の下に「及び経済対策」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県職員退職手当基金を設置する等のため、この条例を定めようとする。